

ボールパーク整備推進事業アドバイザー
業務委託に係る簡易公募型プロポーザルの
手続開始に係る公告

令和8年3月25日

関係者各位

青森県知事 宮下 宗一郎

次のとおり、簡易公募型プロポーザル手続を開始するので公告する。

1 業務概要

(1) 業務名

ボールパーク整備推進事業アドバイザー業務

(2) 業務場所

青森県庁ほか

(3) 業務目的

本業務は、「青森県ボールパーク整備基本計画」（以下「基本計画」という。）及び民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、基本計画において位置付けた賑わい・交流の拠点としての機能と広域防災拠点としての機能を最大化する事業スキームを構築するため、「民間資金等の活用による公共施設整備促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に基づき、民間事業者に対する追加調査及び事業スキームの精査、実施方針の公表から事業者選定、契約締結までに必要な各種検討及び資料作成を行い、本事業を担う民間事業者の募集・選定を円滑に実施するために必要な支援を提供することを目的とする。

また、ボールパーク整備にあたっての与条件を確定させるための構内道路線形変更、第一駐車場、調整池に関する具体的検討及び地質調査を行うほか、本事業の実施に際して生じる各種疑義に対し、専門的な知見に基づく的確なアドバイスを行うとともに、県民など関係者に対する情報提供支援を併せて行う。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

(5) 提案上限額

101,447,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、1年目（令和8年度）は、52,052,000円、2年目（令和9年度）は49,395,500円とする。

2 入札方式等

別添説明書に示す参加表明書及び技術提案書をそれぞれ提出することによる、簡易公募型プロポーザル方式とする。

3 技術提案書の提出者に必要な要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 契約までに、次の（ア）又は（イ）のいずれかの認定を受け、名簿に登載されている者（技術提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。

（ア）「青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則」（昭和58年2月青森県規則第6号）第5条の規定による資格（建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務）。

（イ）青森県が発注する役務の提供を受ける契約に係る「競争入札参加資格（役務の提供に関するもの）」

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 技術提案書の提出期限の日から契約の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領及び青森県が発注する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態

が継続している者でないこと。

キ 所定の期限までに参加表明書の提出を行った者であること。

ク 平成 23 年 4 月以降に完了した官公庁が発注する PFI アドバイザリー業務の履行実績を元請として有するものであること。

ケ グループ（共同体）による参加を認めるが、グループの代表者はウの要件を満たすものとし、県との契約は代表者が行うものとする。なお、グループでの参加にあたっては、構成員全員の連帯責任を証する共同体協定書（写）等の書面を参加表明書に添付すること。

コ 複数のグループへの参加は認めないものとする。

（2）業務実施体制に関する要件（別添説明書による。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

（1）提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別添説明書のとおりとし、配置予定管理技術者等の配置状況、業務の実施方針（業務理解度、実施手順）、特定テーマの提案内容を評価する。

（2）提案書の記載内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

5 ヒアリング

提出された説明資料に基づき、対面形式でのヒアリングを実施する。

時間配分：プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分（計 40 分）

6 契約に係る見積書の徴取

特定された最優秀提案者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方とする。

契約は、特定された提案書に基づき、提案の内容から大きく逸脱しない範囲内で協議の上、合意を得られた場合に提案上限額の範囲内で行う。

最優秀提案者と合意が得られない場合は、第二位の者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方として協議を行う。

7 手続等

（1）担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課

（令和 8 年 4 月以降：地域づくり政策課）

T E L : 017-734-9147（直通）

E-mail : kotsurenkei■pref.aomori.lg.jp

（■を@マークに変更してください。）

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等は公告の日から令和8年5月11日(月)まで青森県交通・地域社会
部地域交通・連携課(令和8年4月以降:地域づくり政策課)のホームページで
公開し、オンライン上で配布する。

公募ホームページ URL

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kotsu/kotsurenkei/R8_ballpark_proposal.html

(3) 交付資料

資料1 説明書

資料2 ボールパーク整備推進事業アドバイザー業務委託仕様書(案)

資料3 様式集

資料4 地質調査に係る特記仕様書

資料5 地質調査に係る参考資料(公開数量)

資料6 業務委託契約書(案)

(4) スケジュール

公告 : 令和8年3月25日(水)

質問期限 : 令和8年4月3日(金)

参加表明期限 : 令和8年4月10日(金)

資格確認通知 : 令和8年4月14日(火)

技術提案期限 : 令和8年5月11日(月)

ヒアリング : 令和8年5月18日(月)

契約締結予定 : 令和8年5月29日(金)

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は日本
の標準時及び計量法による。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、青森県財務
規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うこと
ができるものとする。